

湯河原町告示第 63 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、使用料の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 7 月 7 日

湯河原町長 内 藤 喜 文

- 1 施設名 湯河原町営吉浜駐車場
- 2 委託先 有限会社 S A T プロジェクト
代表取締役 青木 将展
神奈川県足柄下郡湯河原町吉浜 1050 番地の 2
- 3 委託内容 湯河原町駐車場条例（昭和 41 年湯河原町条例第 11 号）
第 3 条に規定する使用料の徴収事務
- 4 委託期間 令和 8 年 7 月 11 日から令和 8 年 8 月 31 日まで